

－住民基本台帳の閲覧状況を公表します－

情報通信技術の発展に伴い、個人情報保護への意識が高まっています。それに伴い、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）が改正され、住民基本台帳の閲覧には厳しい制限が設けられ、平成 18 年 11 月 1 日より施行されています。また、閲覧者の氏名などを年 1 回以上公表することが義務づけられました。田野畑村における閲覧の状況を下記のとおり公表します。

1. 閲覧期間 平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日まで

2. 閲覧状況

(1) 国又は地方公共団体の機関による閲覧（住民基本台帳法第 11 条第 1 項）

閲覧請求 団体名	閲覧請求事由	閲覧の年月日	閲覧にかかる住民の範囲
防衛省	自衛官の募集事務に係る 広報の用に供する為	平成 24 年 3 月 6 日	平成 6 年 4 月 2 日～ 平成 7 年 4 月 1 日までに 生まれた者
宮古保健所	平成 24 年国民健康栄養調 査及び県民生活習慣実態 調査の対象者把握の為	平成 24 年 9 月 13 日	真木沢 17～156 番地 1 及 び南大芦 57～195 番地に 居住する世帯

(2) 個人又は法人による閲覧（住民基本台帳法第 11 条の 2 第 1 項）

閲覧請求申出者 法人名（氏名）	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧にかかる住民の範囲
—	—	—	—